A1．文化財建造物では建物全ての解体を伴う再建(根本修理)の場合、通常、新築時より時間を要するといえます。それは、建築後１００年以上が経過し、腐朽・劣化が相当に進んだ状況で行われるからです。この度の工事では、地固めこそないものの土台基礎である布石の修復に始まり、木工事においては、先ず、解体部材調査において「ねじれ」や「腐朽」の具合を確認し、組み上げ時の調整幅や補修する範囲の見極めを行いました。そのうえで建築当時と同様の伝統工法を用い、主要構造部である柱や梁といった木部を「繕い」、その後に行われる「仮組み」での修正・調整となります。そして、「木組み」により主要構造部を組み立てる「建方」に続き、建物を元の垂直な状態に戻す「屋起こし」など新築時にはない工程が数多くあることにより、工期は３年以上を要する(新築時にはなかった耐震補強壁などの補強の設置工程も含む）こととなっております。なお、左官工事では基本的に新築時と同様の工程を踏んでいくこととなります。

解体部材調査(部材ねじれ)

解体部材調査(部材腐朽)

古材繕い(修理)

古材繕い(修理)

実部材による仮組みで修正・調整を行う

建方(骨組み)の状況　建方後「屋起こし」を行う